

忘れていませんか？ 老人医療の高額医療費手続き

老人保健法などの受給者証をお持ちの方で、1カ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合には、超えた額を受給することができます。該当する方は、次の手続きを忘れずにしてください。

老人保健法医療受給者証をお持ちの方

- 1 役場福祉課から「老人保健高額医療費支給申請書」が送付
- 2 「老人保健高額医療費支給申請書」に必要事項を記入
- 3 福祉課窓口「ゆとろ」に提出（病院の領収書は必要ありません）
- 4 申請した方の口座に振り込み

一度手続きすると、後は自動で振込みになります。通知が届いた方は速やかに手続きしましょう。

町老（マル老）・道老受給者証をお持ちの方

- 1 1カ月の医療費を計算する（広報4月号参照）
- 2 限度額を超えた場合は、福祉課窓口「ゆとろ」で手続き
- 3 領収書・預貯金通帳（郵便局以外）・印鑑・健康保険者証・受給者証を持参する
- 4 申請した方の口座に振り込み

1カ月ごとの申請が必要です。該当の方は、忘れずに手続きしましょう。

今月から変わります 町老（マル老）の対象者

「68歳と69歳の方」が対象の町老（マル老）は、今月から「68歳と69歳を含む住民税非課税世帯」の方のみが対象となります。対象者には、新しい老人医療費受給者証（灰色のカード）を送付しています。

問合せ 福祉課福祉係（「ゆとろ」内・☎3 - 3019）

- 研修事業の概略**
- ① 研修する国
町が指定する英語圏の国
 - ② 対象者
応募締切日で当別町に1年以上在住する高校生（町内外の通学は問いません）
 - ③ 研修費用
主催者に支払う参加費用の2分の1を町が補助します。ただし、パスポート取得費用、旅行保険、留学先での外出時の食費、単独行動時の費用などは自己負担になります。
 - ④ 応募に際して
ホストファミリー（受け入れ家庭）で日本語を話せるのはあなた一人だけです。積極的な研修意欲をもって応募してください。将来、国際交流活動に参加したいという希望を持つ高校生をお待ちしています。

環境

空き地の環境保全にご協力をお願いします

伸びるままに放置された雑草は、犯罪や害虫・不快虫の発生源となるなど周辺環境に悪影響を与えます。このようなことから6月議会で生活環境と公衆衛生の向上、美しく安全なまちづくりを目的に「当別町空き地の環境保全に関する条例」を制定しました。

町では、この条例により空き地などの適正な管理を指導しますので、みなさまの協力をお願いします。

問合せ 環境対策課環境対策係
 （☎3 - 2503）



高校生を募集します ホームステイ語学研修

町の人材育成基金活用事業の中に、「高校生の短期留学ホームステイ語学研修事業」があります。

外国の生活や文化に接し、国際感覚を養い、英会話能力の向上を目指すとする高校生の多くの応募をお待ちしています。

募集案内

① 研修プログラム

新千歳空港発着アメリカ西海岸コース21日間（全行程添乗員同行）を予定。

② 日程 12月下旬～1月中旬を予定

③ 募集人数 2名程度

④ 募集期間 9月8日（月）～12日（金）

⑤ 申込書の配布 8月1日から役場2階・企画課で配布します。ただし、土・日曜及び祝日を除く役場開庁時間に限りません。

⑥ 提出書類 申込書（写真添付）・作文（日本語と英語）など

⑦ 選考

⑧ 1次試験～書類選考

⑨ 2次試験～英会話と面接試験

▼詳細 企画課企画振興係
 （☎3 3042）



保健

受診しましょう
女性対象のフレッシュ検診

「生活習慣病なんて若い自分にはまだ関係ない」と思っている方はいませんか？生活習慣病は若い頃からの、まさに習慣の積み重ねから起こるものです。検診を受けてご自分の健康状態を確認し、生活習慣を振り返りましょう。

対象 18歳～39歳までの女性
(職場で検診を受ける機会のない方)

会場・検診日

西当別コミセン

8月21日(木)・22日(金)

ゆとろ

8月28日(木)・29日(金)

受付時間 9時～9時15分

検診内容

基本健康診査～問診・身体計測・心電図・尿検査・血圧測定・血液検査
結核検診～胸部レントゲン(希望者)
胃がん検診～35歳以上

検査機関 札幌厚生病院

申込期限 8月14日(木)

(定員85人になり次第締め切り)
*託児希望のある方は、申込時にご相談ください。

申込・問合せ 福祉課保健サービス係(「ゆとろ」内・☎3-2346)

年金

20歳になったら
国民年金に加入しましょう

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの全ての方が加入し、共通の基礎年金を支給することを目的とした制度です。

会社員など厚生年金に加入している方、公務員など共済組合に加入している方を除き、20歳になったら必ず国民年金に加入し、国民

年金保険料を納めなければなりません。国民年金には、老後に支給される「老齢基礎年金」、病気やケガなどで障害の状態になった場合に支給される「障害基礎年金」、亡くなった場合に残された遺族に支給される「遺族基礎年金」などがあります。しかし、加入の手続きをしていなかったり保険料を納めていなかったりすると、これらの年金を受けられない場合があります。

国民年金は老後だけでなく、若い方にも身近な制度です。必ず加入の手続きを済ませ、保険料をきちんと納めましょう。

役場窓口年金相談日

8月6日・27日の水曜日

役場1階国保年金係へお気軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所

日時 8月20日(水)10時～15時

場所 商工会館(錦町)

国保

国民健康保険被保険者証
が更新されます

現在使用されている被保険者証の有効期限は9月30日(火)までです。

新しい被保険者証は9月中旬に郵送する予定ですが、窓口交付希望の方、長期間不在のため郵送日の変更を希望する方は8月29日(金)までに国保年金係に電話で申し込みください。

遠隔地用の被保険者証が必要な方

家族の中で出稼ぎなどのため「遠隔地用被保険者証」が必要な方は役場窓口で申請してください。

学生用の被保険者証が必要な方

4月以降に「学生用被保険者証」

の交付を受けている方は「旧学生用被保険者証」と「新しい被保険者証」を窓口を持参してください。

また、新たに必要となった方は、学生証など学生を証明できるものと「新しい被保険者証」を持参し申請してください。

被保険者証の有効期限について

従前は2年ごとに更新していましたが、今回からは毎年更新に変更しました。したがって、平成16年9月30日までの有効期限となっています。

短期被保険者証について

納入が困難である特別な事情がないのに、国保税を未納にしている世帯には有効期限が3カ月間の「短期被保険者証」を交付します。特別な事情とは、災害・盗難・病気・負傷・事業休廃止・事業損失が著しいなどのため生活が困窮している状態です。

資格証明書について

特別な事情がないのに、国保制度を支える国保税納税に理解のない方は、病院代を全額自己負担する資格証明書を交付します。

詳細 住民生活課国保年金係
(☎3-2467)

ごみステーションは
住民みんなの施設

6月に住民からの早期通報で手がかりをつかんだ不法投棄の捜査が、解決に向け進められています。

しかし、一方では繰り返されるごみステーションへの不法投棄に、多くの町内会が苦慮しています。場所を問わず、不法投棄の防止には住民の目による監視が一番の対策になります。ごみステーションは、利用するみなさんが維持管理する施設です。常に整理整頓をして清潔にしましょう。